

平成 23 年 10 月 3 日

条例第 10 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日条例第 2 号

平成 30 年 4 月 1 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、湖周行政事務組合（以下「組合」という。）が保有している個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正等を求める住民の権利を保障することにより、公正な行政の推進を図り、もって個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 組合長、監査委員及び議会をいう。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する個人番号をその内容に含むものを除く。）を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図書若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号のイにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、組合長が規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして組合長が規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 公文書 湖周行政事務組合情報公開条例（平成 23 年湖周行政事務組合条例第 9 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。

(6) 個人情報取扱事務 個人情報の収集、保管及び利用に係る事務をいう。

(平成30条例2・追加、平成30条例2・一部改正)

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利及び利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者（法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、個人の権利及び利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

(平成30条例2・一部改正)

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、緊急かつやむを得ない場合を除き、あらかじめ次に掲げる事項を組合長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を組合長に届け出なければならない。

3 組合長は前2項の規定による届出があったときは、届出に係る事項を公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱うもの
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事項を専ら取り扱うもの（実施機関が行う職員の採用試験に関するものを含む。）

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令に定めがあるとき又は情報公開条例第23条に規定する湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴き、適正な事務の執行のために必要があると認めたときは、この限りでない。

(平成30条例2・一部改正)

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 他の実施機関から提供を受けたとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴き必要があると認めたとき。

(目的外利用の制限)

第8条 実施機関は、収集した個人情報を当該個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用すること（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内部若しくは他の実施機関で利用する場合又は国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴き必要があると認めたとき。

2 実施機関は、目的外利用をしようとするときは、あらかじめその旨を組合長に届け出なければならない。

(外部提供の制限)

第9条 実施機関は、管理している個人情報を実施機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 実施機関は、外部提供をしようとするときは、あらかじめその旨を組合長に届け出なければならない。

3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第10条 実施機関は、その保有する個人情報を電子計算機処理するに当たっては、公益又は住民福祉の向上のため特に必要があり、事務の執行上必要かつ適正と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、実施機関以外のものの電子計算機と通信回線による結合により外部提供をしてはならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴き必要があると認めたときは、この限りでない。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、個人情報の管理が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託等に係る措置)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を実施機関以外のものに委託するとき、又は公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定するときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第13条 前条の規定により実施機関から個人情報取扱事務の処理を受託したもの又は公の施設の指定管理者の指定を受けたもの（以下「受託者等」という。）は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託者等及びその業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録された自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示しないことができる自己情報)

第15条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。

- (1) 法令の規定により明らかに開示することができないもの
- (2) 個人の評価、判断、判定、指導、相談、選考等に関する情報で、開示することにより事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (3) 調査、交渉、照会、訴訟等に関する情報で、開示することにより事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (4) 開示することにより、第三者の権利及び利益を侵害するおそれがあると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴き開示しないことが必要であると認めたもの

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に前条の規定により開示しないことができる自己情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該自己情報を開示しなければならない。

(訂正の請求)

第17条 何人も、自己情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(削除の請求)

第18条 何人も、第7条の規定に違反して自己情報が収集されたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

2 第14条第2項の規定は、削除請求について準用する。

(目的外利用等の中止の請求)

第19条 何人も、第8条第1項の規定に違反して自己情報の目的外利用がされたと認めるとき又は第9条第1項の規定に違反して自己情報の外部提供がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止（以下「目的外利用等の中止」という。）の請求をすることができる。

2 第14条第2項の規定は、目的外利用等の中止の請求について準用する。

(請求の方法)

第20条 第14条第1項の規定による開示請求、第17条第1項の規定による訂正請求、第18条第1項の規定による削除請求又は前条第1項の規定による目的外利用等の中止の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめ定めた自己情報の開示請求については、口頭により行うことができる。

(1) 本人の氏名及び住所

(2) 自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の請求をしようとする者は、当該請求に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、前条第1項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に当該請求に対する可否（開示請求に係る自己情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。次項において同じ。）を決定（以下「開示等可否決定」という。）し、その旨を当該請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が開示請求に係る自己情報を開示する旨であって、当該請求のあった日に開示するときは、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に当該請求に対する可否を決定することができないときは、前条第1項の規定による請求を受けた日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により自己情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしないことを決定したときは、請求者にその理由を併せて通知しなければならない。

(平成28条例2・一部改正)

(決定後の手続)

第22条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定したときは、速やかに当該自己情報の開示、訂

正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

2 自己情報の開示は、公文書の閲覧、視聴取又は写しの交付により行うものとする。ただし、直接開示することにより、当該公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写し又は公文書から採録若しくは出力したものにより開示することができる。

3 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の全部又は一部について訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定したときは、当該自己情報の目的外利用等を行っているものにその旨を通知する等必要な措置を講じなければならない。

(手数料等)

第23条 この条例の規定に基づく自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る手数料は、無料とする。ただし、自己情報の開示を受ける場合の公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第23条の2 開示等可否決定又は開示等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(平成28条例2・追加)

(審査請求があった場合の措置)

第24条 開示等可否決定又は開示等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する決裁をなすべき実施機関は当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により諮問した場合は、審査請求人等に対し、諮問した旨を速やかに通知しなければならない。

(平成28条例2・一部改正)

(実施状況の公表)

第25条 組合長は、毎年度、実施機関によるこの条例の実施状況を公表するものとする。

(他の制度との調整)

第26条 この条例の規定は、他の法令等の規定に基づき自己情報の開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等の中止の請求その他これらに類する請求に係る手続が定められている場合又は個人情報の閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本等の交付又は訂正等の手続の定めがある場合は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（湖周行政事務組合個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第２条の規定による改正後の湖周行政事務組合個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた湖周行政事務組合情報公開条例第２１条第１項に規定する開示等可否決定（以下「開示等可否決定」という。）又は同条例第１４条第１項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示等可否決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成３０年条例第２号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。